

久万高原町太陽光発電施設の適切な設置及び管理に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、久万高原町（以下「町」という。）において太陽光発電施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「太陽光発電施設等」という。）の設置及び管理に関し、災害の防止、生活環境の保全、良好な景観の形成、優良農地の確保、地域住民との合意形成等を図るうえで、関係法令に定めるもののほか必要な事項を定め、持続可能な自然エネルギーの円滑な導入と、安全・安心な地域社会の構築を図ることを目的とする。

2 対象

（１）対象施設

町に設置する太陽光発電施設等の新設、増設、または大規模な改修（以下「設置等」という。）を行う場合で、出力 10kW 以上の事業用のものを対象とする。ただし、建築物等の屋根又は屋上に設置するものを除く。

（２）対象地域

このガイドラインの対象地域は、町の全域とする。

3 事業者の定義

事業者とは、太陽光発電施設等の設置等を行う者及び設置等完了後に権利を譲り受けた者とする。

4 ガイドラインによる調整手順

（１）町の窓口

事業者は、環境整備課環境衛生班を町の窓口として、太陽光発電施設等の設置等について町の所管課と協議するものとする。

（２）法規制に係る協議

事業者は、太陽光発電施設等の設置等に係る法規制について、町の所管課又は関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。

想定される主な法規制は別表 1 のとおり。

（３）事前説明

関係する公的機関、近接住民及び漁業・農業協同組合、森林組合等、環境保護団体等への事業計画説明を行う。なお、環境影響評価の対象事業となる場合には、住民の同意を書面で得るものとする。

（４）事業説明結果の報告

事業説明会の実施結果について、町へ報告する。

(5) 事後調査と報告

設置完了後に最終の設置規模と障害発生の予想された事項について、事後調査結果を町へ報告する。

5 施工に当たって配慮すべき事項

事業者は、施工に当たって、以下の事項について十分配慮すること。また、住民等関係者に事前に講じた対策について、説明を行い、理解を得た上で工事に着手すること。

(1) 騒音対策

工事期間中の大型車両の通行や工事等に伴う騒音や振動については、事前の説明により町や住民等関係者の理解を得ていても、想定を上回る騒音等が発生することも予想されるため、事業者は、町や住民等関係者から要請があった場合、適切な対策を講じること。

(2) 除草対策

除草剤などを散布する場合、事前に、散布の日時等について、町や住民等関係者の了解を得るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。

(3) 緩衝帯の設置

パワーコンディショナー等からの騒音や振動の影響を緩和するため緑地その他の緩衝帯を設けること。

(4) パネルの反射光の対策

事前に住民等関係者の理解を得るとともに、必要に応じて、パネルを低反射タイプにしたり、傾きを調整するなどの対策を講じること。

(5) フェンス・植栽等による対策

景観への配慮が必要な地域に太陽光発電施設等を設置する場合は、通行者、車両等から直接見えないよう、フェンスや植栽等で対策を講じること。

(6) 山並みや眺望等への対策

尾根線上、陸地又は高台に設置する場合には、違和感を与えないように配慮すること。

(7) 盛土・切土面の保護

擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水などで法面の保護対策を講じること。

(8) 湧き水対策

湧き水がある場合、地下排水管の設置など適切な措置を講じること。

(9) 軟弱地盤対策

地盤について調査を行い、地盤改良の実施など適切な措置を講じること。

(10) 土砂崩れ対策

山地災害等により土砂災害が懸念される地域には、擁壁など適切な措置を

講じること。

(11) 雨水対策

降雨等から雨水が有効に排水できる対策（排水路改修、調整池等の設置）を講じること。

(12) 適切な資材の使用

施工に当たっては、設計に基づき適切な資材を使用すること。

(13) 工事の際の安全の確保

工事車両の通行や施工に当たって安全を確保し、住民等関係者からさらなる安全確保についての要請があった場合は、誠意をもって対応すること。また、工事中の土砂流出及び粉じん対策として、必要に応じて、素掘り側溝・小堤、排水処理施設、防塵ネットの設置等を行うこと。

(14) 設備面の対策

太陽電池モジュールの支持物は、支持物の高さにかかわらず日本工業規格 JISC8955(2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に規定される強度を有するものであること。

(15) 都市計画区域等に設置する場合の配慮

都市計画区域や住宅密集地等では、生活環境、景観、防災等の点で特にトラブルが発生しやすいことから、事前に事業内容を住民等関係者に十分説明し、理解を得た上で必要な対策を講じること。

(16) 緊急連絡先の表示等

工事期間中は、見やすい場所に、事業者名、連絡先、工事期間等を表示すること。施設に起因すると思われる異常が発生した（又は懸念される）場合、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、速やかに町や住民等関係者に連絡すること。

6 施設設置後の適正な維持管理等

事業者は、施工中だけでなく事業開始後も太陽光発電施設等の適切な維持管理に努めるとともに、災害や機器の故障等のトラブルが発生した場合には、速やかに太陽光発電施設等及びその周辺を確認し、適正に対処すること。

(1) 定期的な保守点検

太陽光発電施設等及び敷地については、定期的に保守点検を行うとともに、機器の故障等の問題が発生した場合は、速やかに対処し、適切な維持管理に努めること。

(2) フェンス・植栽等による対策

第三者が敷地内に侵入し、事故等が起こらないよう、フェンスや植栽等で対策を講じること。

(3) 周辺環境への対応

周辺環境に影響を及ぼす状況（設備の破損、騒音、雑草、雨水流出等）が発生した場合は、速やかに対処するとともに、状況と対処について町及び住民等関係者へ報告すること。

(4) 災害発生時等の対応

落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生した場合は、速やかに現地を確認し、機器等に異常が発生した場合又は太陽光発電施設等に起因すると思われる異常が発見された場合は、早急に対処するとともに、速やかに町及び住民等関係者に連絡すること。

(5) 緊急連絡先の表示

災害発生時など緊急の場合に連絡がとれるよう、太陽光発電施設の入り口に事業者名及び緊急連絡先等を表示すること。

(6) 撤去・廃棄

事業者は、太陽光発電施設等の撤去・廃棄について、事業計画の段階で検討し、事業計画に盛り込むこと。また、事業終了後は、廃棄物処理法、建設リサイクル法及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）」に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。

附則

このガイドラインは、平成31年1月1日から施行する。

附則

このガイドラインは、令和2年10月1日から施行する。

附則

このガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。

(別表1)

想定される主な法規制

No.	法・規制名	所管課
1	農地法	農業委員会
2	農業振興地域の整備に関する法律	農業委員会
3	森林法	林業戦略課
4	都市計画法	建設課
5	土壌汚染法	
6	文化財保護法	教育委員会

7	国土利用計画法	総務課
8	道路法	建設課
9	景観法	建設課
10	宅地造成等規制法	
11	砂防法	
12	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
13	地すべり等防止法	
14	自然公園法	
15	自然環境保全法	
16	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	
17	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
18	電気事業法	
19	建築基準法	
20	消防法	消防本部
21	道路交通法	